



■令和2年3月2日～3月26日、3月会議が開催されました。

山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。
なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいご議会だより」でご覧になれます。

山本せいごの一般質問（3月会議）

地域開発について・・・南稲八妻・蔭山地域開発

■ 地域開発において、大規模の開発では大きな取り組みがされるが、小規模な開発についての議論は少ない。小さな地域を守る、環境を守るという立場で地域開発についての考え方を質問したい。
南稲八妻蔭山地域は、精華町の開発事業予定地として精華台の開発時に、開発の方向性が示されている。
（＊開発の方向性とは：関西文化学術研究地区として一体的に開発する）
近年当該地域が開発されることで、その前段として文化財埋蔵物の有無の調査が行われた。

質問1：当該地域の文化財の埋蔵は認められたか。

答 弁：①蔭山古墳群について、事業実施予定者の試掘調査で、二つの古墳が確認され、そのうちの一つの古墳から古墳時代の埴輪片が出土した。
②当地の開発事業を進めるには、正式に発掘調査を行う必要がある。

質問2：当初計画を継承し、開発許可をするのか。

答 弁：①当該地区は、学研都市として一体開発する目的で区域編入し、調整されてきたが、精華台の開発区域とはならなかった。以後パンフレット作成で啓発するも進展なし。
②雨水排水対策や開発地への進入路等の諸課題が解決され、整備主体や手法の見通しが立たないことには都市計画法上の開発協議を進めることは困難と考えている。

質問3：開発を進めるにあたり、町としての想定される課題等について

質問3-1：開発に伴う雨水排水路の整備の際、豪雨時の雨水量等についてどう考えているか。

答 弁：①京都府の技術基準で、道路側溝等の排水施設の設置や大規模開発では、調整池の設置が求められる。
②精華町では、小規模開発でも周辺の整備状況によって、調整池や水路等の改修を指導している。
③この雨水区域においては、九百石川・菅井排水区について順次整備を行い、令和5年度に完了する予定としている。
④開発予定地の下流側住民の不安が解消されるまで、開発地内の町有地の売却は実施できないと考えている。

質問3-2：開発予定地周辺は、急傾斜地と土砂災害警戒区域等があるが、開発での環境変化による影響等どのように考えているか。

答 弁：①警戒区域等に指定されると、開発行為に対し、いろんな規制により安全が確保される。
②集中豪雨等により、全国的に住宅地のがけ崩れが多発し、近隣住民の不安感が高まる。開発協議の際は、京都府と連携を図り、事業者へ指導を行っていく。



質問3-3：町道東畑線のこの区間は、特に狭く曲線で安全に問題があり改善を求められている。開発時に工事車両の進入に問題があると思うが、道路交通に対してどう考えているか。

答 弁：①同区間で、開発時の工事車両の進入ルートとしての使用や、開発道路の接続を行った場合、交通量の増加により、交通安全上の懸念が高まる。
②開発にかかる協議の際には、交通安全対策について事業者と十分調整を図る。

議会だより (つづき 1)

地域開発について・・・南稲八妻・蔭山地域開発(つづき)

再質問要旨・・・精華台と一体開発として計画した精神を尊重するのか。

■蔭山地域は、関西文化学術研究地区として精華台と一体開発をすることを目的として、町も開発用地を確保し、住宅用地と認めてパンフレットを作った。
「当地区は丘陵地であり、総合的なまちづくり、良好な環境に恵まれた魅力的な専用住宅地。非常に住みよい、周辺も溶け合ったまちにしてい」と、まちづくりの考え方が書かれている。

再質問1：小規模の開発になっても、まちづくりの精神は、尊重していただけるのか

答 弁：①蔭山地区は市街化に入っている。
②年数も経過し、情勢も変わっているが、H10年に作成したパンフレットのこの部分を基本として考えたい。

再質問2：現在はどうのようなアプローチがあるのか。地元自治会や水利組合等に情報提供、情報公開が必要である。

答 弁：①(精華台の)開発が終わって、蔭山地区にアプローチはたびたびあるが具体的ということではない。

再質問3：蔭山全体と周辺など開発規模など、今後開発する漫画絵(構想図)を示して、地元の人に情報公開し意見を聞く必要がある。

答 弁：①大規模小規模にかかわらず、開発協議等の段階では、地元の説明するよう指導は今後もしていく。

再質問4：地元として心配事が多い。早く情報提供して地元と調整いただきたい。今まで、業者任せが多い。監視する立場、許可する立場から行政も一枚かんで押えをしていただきたい。

答 弁：①開発指導に関しては、基本的には開発主体の事業者が責任を持つことが前提であるが、指導する立場で町の責任は果たしていく。
②この地域は、精華台と一体的に計画したところが残ってしまった。
当初の計画から根本的に変わってきた。新たな開発となれば、地元の調整も併せて十分検討していく。
③パンフレット通りといかないことが多々あると思うが十分注意していく。



■地域開発について

- 蔭山地域は、精華台と一体開発から取り残された結果、適切な開発整備がされず狭い道路のまま通行量が増え交通の危険が増し、土砂災害警戒区域が残る。
- 今後の蔭山地域の開発は、小規模の開発となり、地元ではいろいろ心配されている。開発の規模、農業への影響、水路への影響、大雨での土砂崩れ、道路の安全・工事車両の出入り口、山手幹線からの新道路設置等々、問題を抱えている。

1. 当初開発計画のパンフレットの精神をベースに考えていただきたい。
そして新たな地域開発としての漫画絵(構想図)を作成し、示すべきである。
自治会及び関係団体そして地元での生活環境に影響を及ぼすことについて、早く情報提供をしていただきたい。
2. 開発規模の大小にかかわらず、業者任せでなく、行政も監視する立場、開発許可をする立場から、きちんと一枚かんで押えをしていただきたい。

■防災のとりくみについて

1. 自主防災会によって取り組みに温度差があるのではないか。
地域防災マップや防災イベントなど、いろんな形で特化し、やっている防災会もある。
これらの先進事例的な取り組みを紹介し、発表し、意見交換するなど、防災会全体で共有し、町民全員の防災意識を高めていく。防災意識を浸透させていただきたい。



山本議員から一言

議会だより (つづき 2)

防災のとりくみについて

- 各災害の訓練は、災害種別と地域の災害想定状況にあった訓練が必要である。
また避難のタイミングは、気象情報や自治体からの情報をもとに、自己判断基準を設定し、自分の命は自分で守る立場で避難する必要がある。
防災事業は、関連施設の計画、精華町地域防災計画や精華町国民保護計画の改定も進められている。

質問1: 町の今後の防災事業について

質問1-1: 打越台クリーンセンター跡地の防災拠点としての整備と活用方法の計画は。

答 弁: ①既存のグラウンドおよびテニスコートと一体的に整備し、有事の際には消防援助隊や自衛隊、保健医療支援チーム等の災害派遣チームを受け入れる防災受援施設として整備を行う計画となっている。

再質問1:

- ①ボランティアの支援団体もこの中で配置すると思うがその規模は。
- ②災害用の備蓄品置き場も用意するのか。

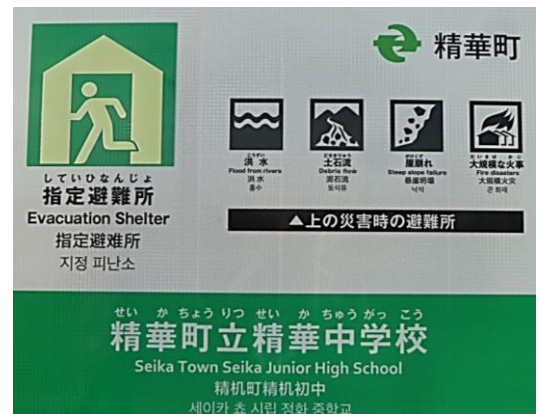
答 弁: ①防災の受援施設として支援隊、ボランティアの受け入れなどの拠点として有事の対応をすることを考えている。
②備蓄物資、防災機材などの備蓄機能も整備したいと考えている。

質問1-2: 自治会や自主防災会に対して、今後防災に関しどのような取り組みを求めていくのか。

答 弁: ①地震災害だけでなく、内水氾濫による浸水、木津川氾濫による洪水被害が想定される地区においては、各自主防災組織による活動を基本に、地域の実情に応じた自治会単位での避難訓練が求められる状況にあると考えている。

質問1-3: 避難などにおいて、自主的に行動がとれるように、どのような方法で周知し、行動できるように取り組むか。

- 答 弁: ①防災無線、エリアメール、SNSなど防災情報の多重化に努めてきたが、町民の自主的判断による避難行動を促すものとは言えなかった。
②各地区の自主防災会や自治会のとりくみとして、個人の避難行動の開始判断に着目した訓練をしていただく。
③町は風水害におけるより細かな情報収集と情報提供体制について研究していきたい。



質問2: 地域ごとの特性にあった防災訓練について

質問2-1: 地震に対して小学校単位で実施しているが、今後の訓練方法と考え方は。

- 答 弁: ①自然災害の恐れが少ない本町の災害リスクとして地震災害に重点を置いており、今後も変わらない。
②地震災害においては、特に指定避難所の運営が最も懸念される。まず指定避難所の運営マニュアル作りを進め、町防災訓練の場で実効性を高めていく。

質問2-2: 浸水災害に対する避難場所を含む訓練の考え方は。

- 答 弁: ①近年の局地的大雨に対する河川氾濫などから、新しい水防法に適合したハザードマップの改定に取り組むなど対応を進めている。
②川西エリアは、木津川氾濫による浸水被害が想定され、町の防災訓練でタイムラインに基づく避難訓練の実施も行いたい。

質問2-3: 土砂災害に対する考え方は。

- 答 弁: ①土砂災害警戒区域にかかる自治会では、災害時指定避難所運営と並行して地区避難所運営が発生し、これが重要となる。
地区避難所運営について可能な限り、各地区の自主防災会や自治会で訓練実施を要請していきたい。

議会だより (つづき 3)

防災のとりくみについて (つづき)

質問3: ライフラインの早期復旧を始め、災害復旧は緊急を要する。どう考えているか。

質問3-1: 復旧機材や材料確保や人材をどう確保するのか。

答 弁: ①上下水道や道路の応急復旧については、精華町建設業協会や上下水道工事業組合との協定により、建設機械や資材、技術者の確保など協力を得る。
②大規模な災害時は、さらに国土交通省近畿地方整備局、日本水道協会京都支部との申し合わせにより、専門家の派遣や機械、車両等の応援を得て復旧体制を整える。
③住民の安全・安心の確保に向け、関係団体との連携を図り、災害時におけるライフラインの早期復旧に備える。

質問3-2: 復旧には建設業協会の協力が必須条件。建設業協会との災害発生時の協定の継続と今後の協力関係充実のとりくみは。

答 弁: ①精華町建設業協会とは、平成19年に緊急対応に関する協定書を締結した。
②平成29年・30年の2回、台風、豪雨などによる土砂崩れに応援協力を要請し、迅速に対応いただいた。
③災害発生時の迅速な対応に、同協会との協力関係の維持は不可欠と考えている。

小学生の通学時の安全確保について

■小学校の児童における安全確保は、ほとんどの地域でボランティア活動により支えられている。一部の個所において学童擁護員(愛称:みどりのおばさん)が配置されているが、基準など問う。

質問1: 学童擁護員(愛称:みどりのおばさん)の配置の基準はどうか

答 弁: 本町では、学童擁護員に代わるものとして交通指導員という職を設け、臨時職員としている。
①配置の基準は、道路や交差点の形状などの特殊性から、十分な安全確認、安全確保が行えないと考えられる箇所であることが配置の必要条件としている。
②配置要望があった場合、現地確認をして判断している。

質問2: 精華町の配置の実態ははどうか

答 弁: ①現在2名の方を臨時職員として雇用し、川西小学校区の2カ所に配置している。
●1カ所は、横断歩道に待機するスペース(歩行者だまり)がほとんどない危険な横断歩道。
●もう1カ所は、踏切に隣接した信号機のある交差点で、踏切遮断と連動した複雑な制御となっており、特殊性からの危険性に配慮したもの。

質問3: 配置を望む声があるが承知しているか。増配置する考えはあるか

答 弁: ①今のところ、新たな配置の計画はない。現場の危険度など勘察して検討していく。
②本町としては、今後もスクールヘルパー制度の普及により、ボランティアの皆様の住民力を借り、安全確保に努めたい。



山本せいご後援会事務所
精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX 0774-94-3301
Eメール seigo722@balloon.ne.jp
ホームページ <http://www.balloon.ne.jp/seigo722/>